

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業等の適切な運用を図るため、国の参酌基準等と同じ内容とする。

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する主な基準

最低基準の向上 (第3条・第4条)	この条例の基準を最低基準とし、市や事業者が最低基準を超えて設備及び運営を向上させることに努めること。
一般原則 (第5条)	利用乳幼児の人権への配慮や人格の尊重、地域社会との交流及び連携を行うこと、事業所の構造設備は採光、換気など乳幼児の保健衛生や危害防止に配慮すること。
地域型保育事業に共通する運営基準 (第6条―第21条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所などとの連携</li> <li>・利用乳幼児は平等に取扱うこととし、虐待等は行ってはならないこと。</li> <li>・食事は自園調理により行うこと。</li> <li>・事業の目的及び運営方針等の規程を定めること。</li> </ul>
家庭的保育事業に関する基準 (第22条―第26条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準（保育専用室、庭の面積、調理設備の設置）</li> <li>・職員の資格、配置基準</li> <li>・保育時間は1日8時間を原則とすること。</li> </ul>
小規模保育事業に関する基準 (第27条―第36条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業の区分をA型・B型・C型とすること。</li> <li>・設備の基準（乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室の面積）</li> <li>・職員の資格、配置基準</li> <li>・保育時間は1日8時間を原則とすること。</li> </ul>
居宅訪問型保育事業に関する基準 (第37条―第41条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の区画を設け、必要な備品を備えること。</li> <li>・職員の資格、配置基準</li> <li>・障がい児入所施設等の連携施設を確保すること。</li> <li>・保育時間は1日8時間を原則とすること。</li> </ul>
事業所内保育事業に関する基準 (第42条―第48条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員の設定</li> <li>・設備の基準（乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室の面積）</li> <li>・職員の資格、配置基準</li> <li>・保育時間は1日8時間を原則とすること。</li> </ul>

3. 施行期日

平成28年4月1日